

防災メモ 記入したら、コピーして持ち歩くか、各自が携帯電話で撮影

火事・救急は
➔119

警察は
➔110

災害用伝言ダイヤルは
➔171 ダイヤル後、録音は①、再生は②

家族の連絡先

氏名	生年月日	血液型	会社・学校の電話番号	携帯電話番号

連絡方法

①
②
③

その他連絡先

①	☎
②	☎
③	☎
④	☎
⑤	☎

避難場所・集合場所

①
②
③

災害情報などを配信する「くじゅうくり安全・安心メール」

●登録方法

- ①事前準備
「anzen@town.kujukuri.chiba.jp」からのメールが受信できるよう携帯電話等の設定を変更してください。
- ②空メール送信（仮登録）
「kujukuri@entry.mail-dpt.jp」に空メールを送信
- ③仮登録受付メール受信後、本登録
仮登録受付メールが自動返信されたら、メール本文のURLから本登録用ページにアクセスし、画面の指示に従い、本登録をしてください。

●配信内容

- 【防災・気象情報】
災害情報、緊急情報などを配信
- 【防犯情報】
犯罪の発生状況、不審者情報などを配信
- 【行政情報】
町からのお知らせなどを配信
- メールアドレスがあれば、どなたでも無料で登録できます。
※配信の登録や変更、削除、メール受信などにかかる通信料は利用者の負担となります。

こちらから登録用アドレスが読み取れます



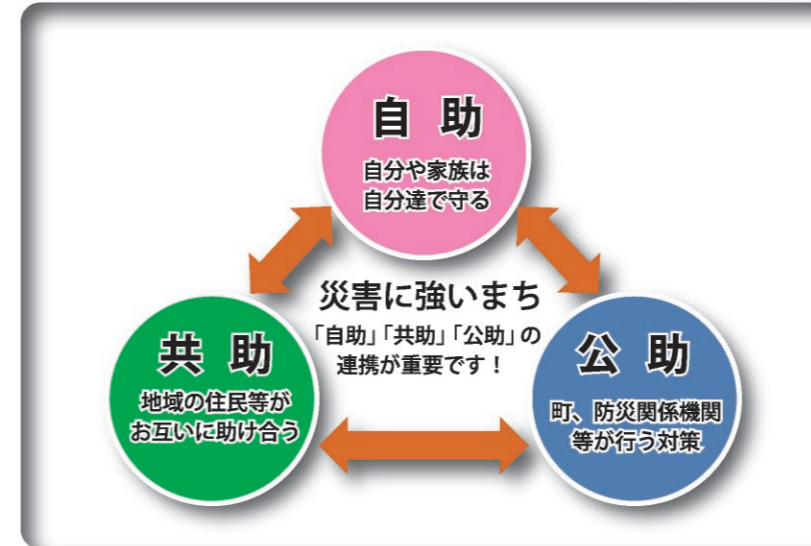
くじゅうくり 防災ガイドブック



九十九里町地域防災計画 概要版

九十九里町津波避難計画 概要版

災害を乗り越えるためには
～自助・共助・公助の連携～



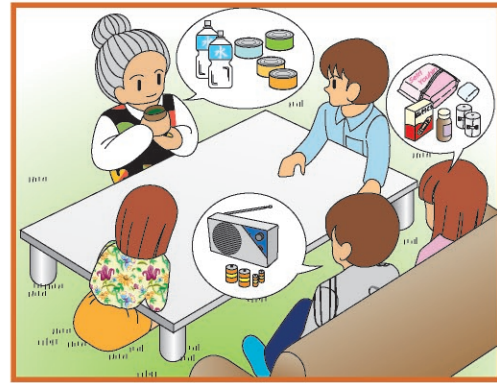
目次

災害に備える	1～4
地震に備える	5～6
津波に備える	7～10
風水害に備える	11～12
地域防災計画・津波避難計画について	13～14

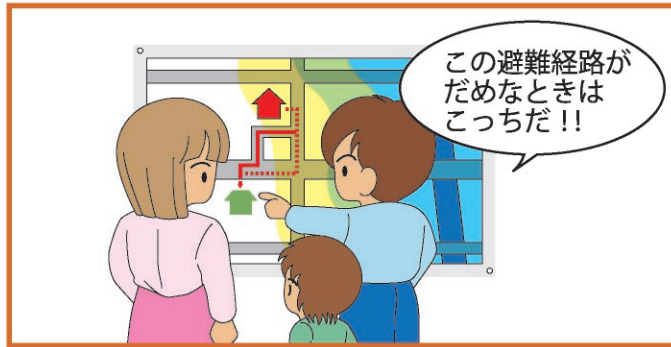
地震や津波等の災害の発生を防ぐことはできませんが、自助、共助、公助が連携することで、被害を減らすことができます。特に、大規模災害が発生した場合は、発災直後から様々な活動が必要となり、これらの対策を行政による「公助」のみで行うことは不可能です。このような状況の中で、被害を軽減し、災害を乗り越えるためには、自分の身は自分で守る「自助」、地域でお互いに助け合う「共助」と、行政による「公助」がそれぞれの役割を分担し、連携して災害対策を行うことが必要となります。

家族で防災について話し合おう

いざというときにあわてずに適切な行動をとるため、地震や津波、風水害などの災害が起こる前からの準備が重要となります。日頃から、災害への備えや災害時の行動について、家族で話し合っておきましょう。



避難場所、避難経路を想定しよう



災害発生時に安全を確保するための避難先として、自宅や勤務先の近くにある避難場所や、そこまでの経路を確認しておきましょう。また、家族が離ればなれになったときの集合場所も決めておきましょう。

火災や建物の倒壊、浸水状況などによって、避難場所までの経路が利用できなくなる場合もあります。どの地域が安全でどの地域が危険なのかを把握したうえで、複数の避難経路を想定しましょう。

災害発生時の連絡方法を確認しよう

地震などの大規模な災害が起きたときには、多くの人が連絡を取り合おうとするため、電話がつながりにくい状況になります。

そのような状況でも連絡を取り合うために、複数の連絡方法を決めておきましょう。

●災害用伝言ダイヤル「171」



●災害用伝言板

- NTTドコモ <http://dengon.docomo.ne.jp/top.cgi>
- KDDI: au <http://dengon.ezweb.ne.jp/>
- ソフトバンク <http://dengon.softbank.ne.jp/>

●中継地点をつくる

被災地同士の連絡が取れない場合でも、被災地外との連絡は比較的とりやすい場合があります。そういうときは、被災地外の親類や知人に中継地点となってもらい、連絡を取り合う方法も有効です。

災害発生時の情報取得手段を確保しよう

災害発生時には、正しい情報を得ることが重要となりますが、大規模な災害により停電が発生すると、家庭のテレビやパソコンなどから必要な情報が得られなくなります。

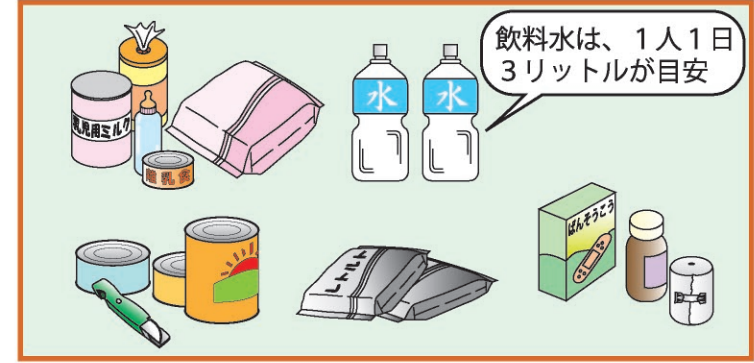
そのような場合でも、電池式のラジオや「ワンセグ」放送が受信可能な携帯電話などがあれば、情報収集が可能となります。(予備の電池や充電器なども用意が必要です。)

日頃から、複数の情報取得手段を確保し、利用方法も確認しておきましょう。

家庭内備蓄をすすめよう

災害発生時には、電気、ガス、水道といったライフラインが止まり、普段どおりの生活が困難となることや、救援物資が届くまで時間がかかることが想定されます。

それぞれの家庭でも3日分、できれば7日分を目安に飲料水や食料などを備蓄しておきましょう。



我が家にあわせた備蓄を

災害時に必要になるものは、家庭の状況によって様々です。家族構成や状況に応じて必要なものを備蓄品に加えましょう。

乳幼児がいる場合	粉ミルク、ほ乳瓶、離乳食、紙おむつ、ウェットティッシュ など
高齢者がいる場合	紙おむつ、常備薬、介護用品、入れ歯、補助具の予備 など
持病・アレルギーがある場合	症状に応じた薬や食べ物 など

●食べながら備えるローリングストック法

ローリングストック法は、保存食を日常的に消費し、食べた分だけ買い足していく備蓄方法です。

保存食を備蓄したまま、賞味期限が過ぎてしまったなどの失敗を防ぎ、レトルト食品やカップ麺などの食べ慣れた食品も利用して、常に新しい保存食を備蓄する方法です。



非常時に持ち出すものは

避難するときに備蓄品すべてを持ち出すことは困難です。リュックサックなどの非常持ち出し袋に入れて最優先で持ち出す一次持ち出し品と、避難生活が長引く場合に後で自宅に取りに行く二次持ち出し品に分けておくと便利です。

◆非常持ち出し袋 (一次持ち出し品)

【飲料水・食料・避難用具】

- 飲料水 食料 懐中電灯 携帯ラジオ
- スリッパ 軍手 筆記用具 下着、生理用品
- ヘルメット 雨具 タオル 毛布
- ティッシュペーパー (ウェットティッシュ)

【救急医薬品】

- 常備薬 消毒液 ばんそうこう・ガーゼ・包帯

【貴重品】※持ち出し袋の中に入れて、すぐに持ち出せるようにしておく。

- 現金 身分証明書 印鑑 預貯金通帳
- 健康保険証

【その他家庭で必要なもの】

-

◆備蓄品 (二次持ち出し品)

【飲料水・食料・生活用品】

- 飲料水 食料
- 卓上コンロ (予備の燃料も)
- 食器・鍋など ラップ
- 衣類 タオル
- バスタオル 予備の電池

【避難用具】

- 携帯トイレ 毛布・寝袋

【あると便利】

- 使い捨てカイロ 新聞紙
- バイク・自転車 安全ピン
- 洗濯バサミ

避難に関する情報

避難準備情報	避難勧告	避難指示
<ul style="list-style-type: none"> ● 人的被害の発生する可能性が高まり、避難に時間を要する人は避難を開始する状況 <p>↓</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 避難に時間を要する避難行動要支援者などは、避難を開始する。 ○ 上記以外の方は、家族等との連絡、非常持ち出し袋の用意など、避難準備を開始する。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況 <p>↓</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 身の安全を確保できる場所に避難を行なう。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 人的被害の発生する可能性が非常に高く、切迫している状況 ● 人的被害が既に発生した状況 <p>↓</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 避難中の人は、確実な避難行動を行い、ただちに避難を完了する。 ○ 避難していない人は、ただちに避難行動に移り、その時間がないときは、生命を守る最低限の行動をとる。

逃げ遅れないために

● 正常化の偏見

自分のすぐ近くで災害が発生しても、「自分はその被害にあわない」と安全な方に思い、目の前の危険を過小評価して、自分は助かると思い込みがちです。日頃から災害時にどう対応すべきか考え冷静に行動することが大切です。

● 傍観者の効果

● 群衆の中では、自分は何もしなくても、誰かがしてくれると思込みがちです。危険を感じたら、自らが真っ先に行動して、隣近所に声をかけ一緒に避難することが大切です。

災害時における千葉県山武郡市の相互応援に関する協定

山武郡市の市町では、地震・津波・水害・火災等による大規模災害に対応するため、相互応援に関する協定を締結しました。この協定により、応援を要請した場合、山武郡市内の避難施設を利用することができることになりました。

緊急避難場所・避難所一覧

施設区分	施設名	避難できる災害の種類			所在地
		津波	地震	風水害	
避難所	中央公民館	※	○	○	片貝2915
	県立九十九里高等学校	○	○	○	片貝1910
	九十九里中学校	○	○	○	片貝1899-4
	豊海小学校		○	○	不動堂306
	片貝小学校		○	○	片貝3193
	九十九里小学校		○	○	小関1797-1
緊急避難場所	国民宿舎サンライズ九十九里	○			真亀4908
	株式会社メディセオ 九十九里研修センター	○			真亀4085
	シャロームⅡ	○			片貝1629
	宗教法人妙智會教団千葉聖地	○			片貝4184-1
	医療法人社団慈優会 住宅型有料老人ホーム シルバーシャドウ	○			片貝2705-7
	創価学会九十九里会館	○			片貝3409
	小関納屋地区津波避難タワー	○			小関2347-98

※ 中央公民館は、津波注意報発表時に自主避難場所として開設

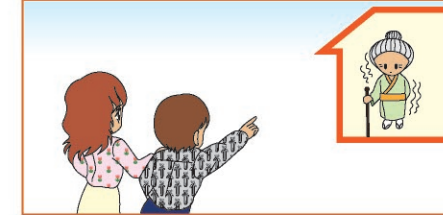
大規模な災害時には、行政の対応能力に限界が生じることが考えられます。そのため、近隣の住民や自治区などによる助け合いは不可欠となります。平成7年の阪神・淡路大震災では、救助を必要とする人のほとんどが家族や近隣の方により救出されたといわれています。

いざというときに助け合うためには、日頃からの声のかけ合い、地域の行事への参加などによる地域のつながりの関係作りが大切です。

避難行動要支援者を支えよう

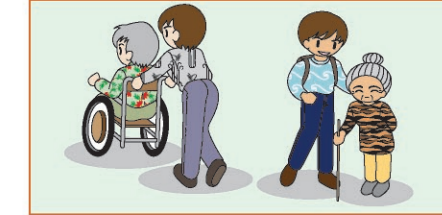
避難行動要支援者とは ➡ 災害時に自力で避難したり、避難情報を入手したりすることが困難な手助けが必要な人のこと

● 日頃からの見守りと声掛け



日頃から挨拶をするなど、顔の見える関係作りをし、必要な支援内容などを話し合っておきましょう。

● 相手の立場に立って思いやりを



目や耳の不自由な人、車いすを使っている人など、相手の立場に立った支援をしましょう。

● 地域での協力支援体制を整える



地域の支援体制を具体的に決めておき、要支援者にも、地域の取り組みを知らせておきましょう。

自主防災活動に参加しよう

自主防災組織とは ➡

地域の人達が自主的に防災訓練や危険箇所の確認、災害時の避難誘導や救出活動などを行う組織のこと

自主防災組織は、自治区などの単位で防災活動を行う集まりのことで、災害発生時だけでなく平常時においても防災・減災の観点で活動する重要な役割があります。

「きっと誰かが助けてくれる」ではなく、「自分の身は自分で守る」という自助の精神に加えて、「自分たちの地域は自分たちで守る」という共助の精神で、お互いに助け合い、連携・協力して、災害に強いまちづくりをみんなで目指しましょう。

● 自主防災組織の活動例

平常時の活動	災害発生時の活動
○ 防災知識の普及	○ 情報収集・伝達
○ 地域の危険箇所の確認	○ 避難誘導
○ 防災資機材の整備	○ 救出・救護
○ 必要な物資の備蓄	○ 初期消火
○ 防災訓練の実施	○ 避難所運営・給食・給水

避難所では・・・

● 協働による避難所運営

安全・安心の場にお互いに励まし、助け合う生活再建を目指す



大切なのは役割分担 運営の様々な仕事を分担 自主性や協力が大切



プライバシーに配慮 高齢者や障害者、妊産婦、乳幼児など状況に対応した空間づくり



衛生的な環境づくり 保健対策、健康チェック ゴミ処理のルール



● 避難所生活のポイント

● 定期的に運動を

長時間、同じ姿勢のままですることによる「エコノミッククラス症候群」を防ぐために、水分をよく摂り、ストレッチなどで定期的に体を動かしましょう。

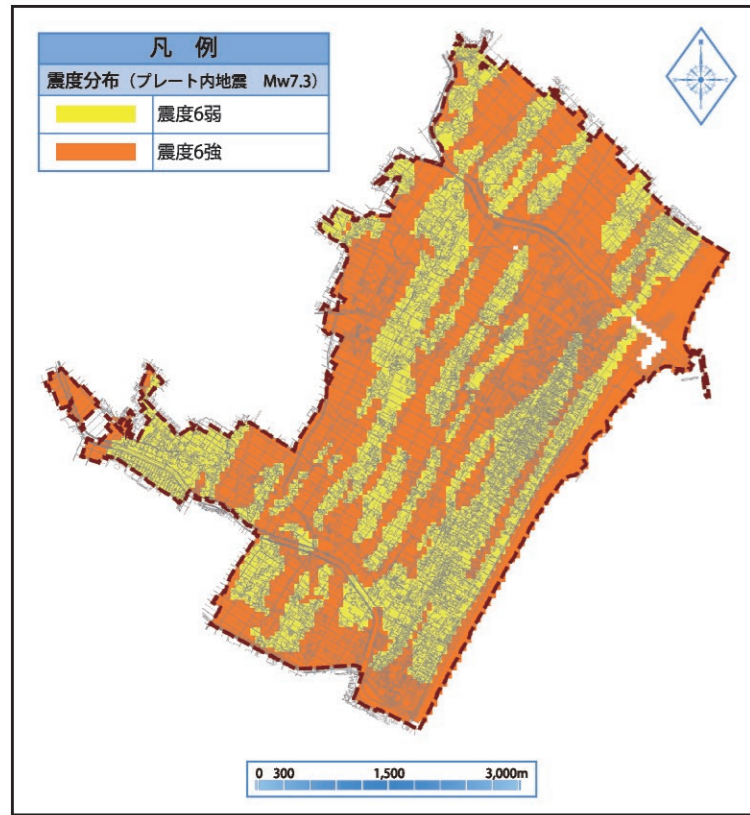
● 心の健康にも要注意

大きな災害は心にも傷を与えます。心の傷は目に見えず、その影響は人それぞれです。不眠や不安など、心の不調を感じたら、周囲の人や医師などに気軽に相談しましょう。

● 学校との協力・共存

避難所の開設が長期化した場合、開設期間中に学校が再開される場合があります。学校の再開は復興の大きな一歩です。避難所は、学校と協力・共存関係にあることを念頭に生活する必要があります。

九十九里町直下で発生する地震（マグニチュード7.3）では、ほとんどの地域で、震度6弱から震度6強の揺れと予想されています。

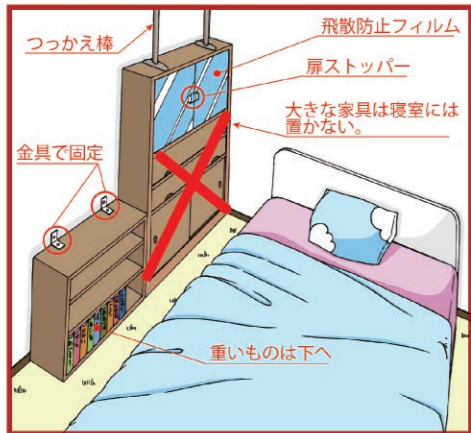


●マグニチュードと震度	
マグニチュードは、地震の大きさ 震度は、揺れの強さ	
同じマグニチュードでも、 地盤や震源からの距離により震度が異なる	
●震度と揺れ	
0~4	震度0 人は揺れを感じない 震度1 揺れをわずかに感じる 震度2 屋内にいる大半の人が、揺れを感じる 震度3 屋内にいるほとんどが、揺れを感じる 震度4 ほとんどが驚き、電灯が大きく揺れる
震度5弱	恐怖を覚え なにか物につかまりたい
震度5強	物につかまらなると歩けない
震度6弱	立っていることが困難
震度6強	立っていることができず はわないと動けない
震度7	動くこともできず 飛ばされることもある

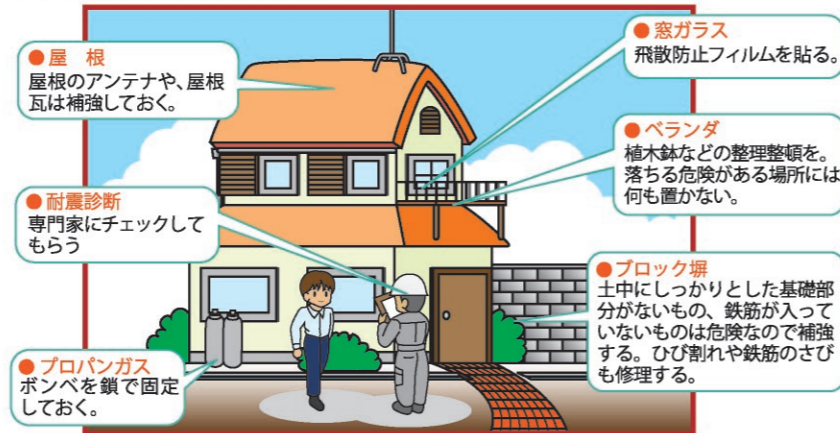
地震に強い家づくり

地震発生時には、ケガをしたり避難できない状況にならないことが大切です。近年発生した地震では、ケガをした人の半数近くが、家具の転倒・落下によるものとされています。家具の転倒やその被害は、事前の対策で軽減することができます。地震に強い家づくりに努めましょう。

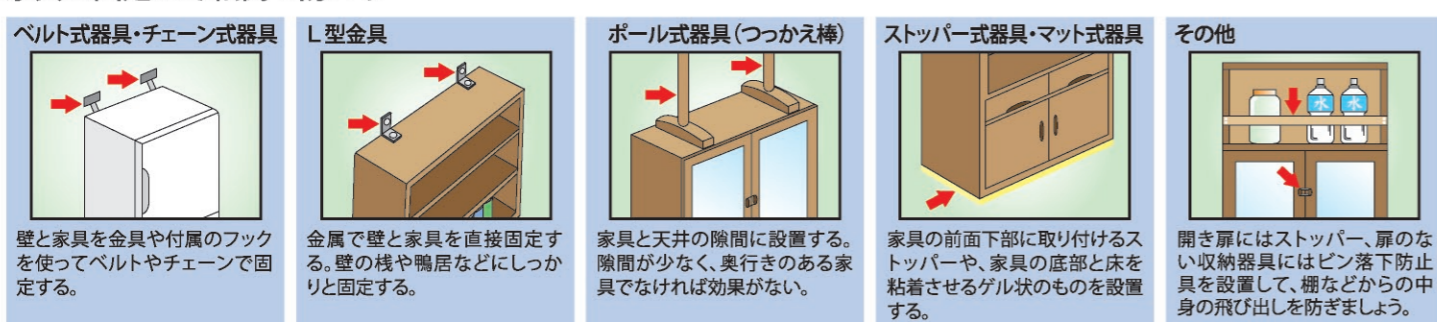
●家具の配置のポイント



●我が家とその周辺の点検と対策



●家具を固定して転倒を防ごう



まずは身の安全の確保！あわてずに冷静に行動しよう！

地震発生 安全の確保

緊急地震速報(※)

地震により震度5弱以上の揺れが予想される場合、テレビやラジオ、携帯電話などを通じて緊急地震速報が発表されます。数秒から数十秒の猶予ですが、周りの人にも声をかけながら、まずは身の安全を確保しましょう。

何よりも大切なのは命

- まず第一に身の安全を確保
- 頑丈な机の下などに入る
- 倒れてくる家具や落下物に注意

揺れが収まったら

- 家族等の安否を確認
- ドアを開けて、出口を確保

火の始末・火の元確認

- 調理・暖房器具等の消火
- ガスの元栓を閉める
- 出火した場合、落ちていて消火

閉じ込められたら

- 大声を出して知らせる
- モノを叩いて、音で知らせる

津波に注意

- 津波の危険が予想される場合はすぐに避難!!

3分安全確認・初動対応

避難の準備

- 非常持ち出し袋を手元に用意
- ヘルメットなどをかぶる

情報収集

- テレビやラジオで正確な情報を得る
- 家屋倒壊の危険があれば避難する

あわてずに外へ

- ガラスなど落下物に注意
- 自宅を出るときはブレーカーを切る
- ブロック塀などから離れる

隣近所の安全確認

- 出火はないか
- 閉じ込められた人はいないか

※緊急地震速報を発表してから強い揺れが到達するまでの時間は、数秒から長くても数十秒程度と極めて短く、震源に近いところでは速報が間に合いません。また、ごく短時間のデータだけを使った速報であることから、予測された震度に誤差を伴うなどの限界もあります。

数時間 周辺確認・避難・助け合い

避難する場合

- 自宅を離れる場合はメモを残す
- ブロック塀や危険な建物には近づかない
- 避難場所、家族の集合場所へ

隣近所で助け合い

- 隣近所の安否確認
- 出火していたら、消火器などで初期消火
- 要配慮者などを支援

周囲の状況確認

- 被災状況の確認
- 余震に注意

地域で助け合い

- 火災発生時、119番通報し、協力して消火、危険を感じたら、無理せず避難
- 下敷きになった人を協力して救出
- ケガ人の応急手当
- 要配慮者を優先して救出・救護

3日

助けが来るまであきらめない

- 非常持ち出し品や備蓄品でしのぐ
- 危険な建物には入らない
- 正しい情報入手し、余震に注意
- 帰宅困難の場合、無理して帰らない

避難生活では

- 避難所ではルールを守り、役割を担いながら、避難者同士が互いに協力しながら生活する
- 避難所での生活が長期化する場合、二次持ち出し品を持ち出す
- 助け合いの心で行動する

※自宅の被害が軽微または余震などによる二次災害発生の危険性が低い場合は、避難所に避難する必要はありません。

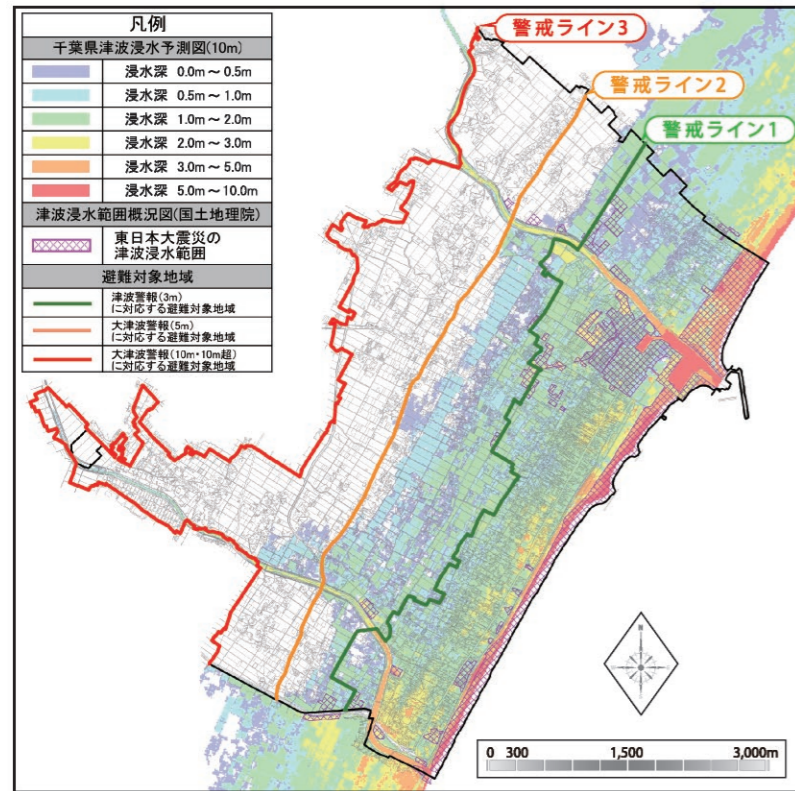
グラツときたら「シェイクアウト」安全確保行動の1-2-3で身を守る！



まず低く 頭を守り 動かない

(提供：効果的な防災訓練と防災啓発提唱会議)

千葉県津波浸水予測図（大津波警報10m）では、沿岸に到達した津波は、海岸から2km以上の内陸まで到達し、作田川及び真亀川を遡上した津波は、町域外まで到達することが想定されています。



● **津波浸水予想地域と避難対象地域**
町では、千葉県津波浸水予測図に示された、大津波警報（10m）の津波浸水予想及び国土地理院の調査による東日本大震災の津波浸水範囲概況図を基に、気象庁が発表する津波警報等の発表基準に応じ避難対象地域を設定しています。

● **避難対象地域**

津波警報等	避難対象地域
津波注意報 (1m)	(状況により設定)
津波警報 (3m)	沿岸16自治区(警戒ライン1)
大津波警報 (5m)	県道飯岡片貝線、一宮片貝線(準県)より海側(警戒ライン2)
大津波警報 (10m、10m超)	町全域 (警戒ライン3)

津波警報・注意報の種類

		危険度				
種類		津波注意報	津波警報	大津波警報 (特別警報)		
津波の高さ	数値での発表 (津波の高さ予想)	1m (0.2~1m)	3m (1~3m)	5m (3~5m)	10m (5~10m)	10m超 (10m~)
	巨大地震の場合の発表	—	高い	巨大		
取るべき行動		海の中にいる人は、ただちに海から上がって、海岸から離れる。	沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに海岸や河川から遠く離れた高い場所に避難する。津波は繰り返し襲ってくるため、警報が解除されるまで安全な場所から離れない。ここなら安心と思わず、より高い場所を目指して避難する。			
町が発令する避難勧告・避難指示		状況により避難勧告を発令	津波の高さに応じた 警戒ラインに避難指示を発令			

津波からの避難方法

災害時の避難方法は、『徒歩』が原則とされていますが、九十九里町の場合は、

町内に高台がなく平坦な地形であり、避難対象地域の外までに相当な距離がある

ことから、『徒歩による避難』を基本としますが、津波到達予想時間までに安全な地域まで避難できないと判断したときや、身体、体力的に困難な場合は、『自動車を利用した避難』についても、可能としています。なお、津波から避難する場合、避難対象地域を越え、海岸や河川から遠く離れた高い場所まで迅速に避難することを原則としますが、津波到達予想時間までに、避難が間に合わない緊急の場合は、最寄りの津波避難ビル、津波避難タワー等の津波避難施設や、頑丈な建物の上階に緊急避難してください。

自動車を利用して避難するにあたっての注意事項

●直線的避難の実施・直進または左折の基本

- ⇒ 海岸から迅速に遠ざかるため、海岸線から遠く離れた高い場所に直線的に避難
- ⇒ 交通渋滞、交通事故等を起こさないため、交差点はできるだけ直進または左折を基本として通行

●交通マナーの遵守と安全運転

- ⇒ 徒歩避難する方と自動車避難する方が混在するため、交通マナーを守り、慎重に安全運転

●信号機の滅灯・道路上の障害物等

- ⇒ 信号機が滅灯している交差点では、周囲の状況を確認し、慎重に通行
- ⇒ 道路上への障害物の散乱や、道路被害の発生を考慮し、注意深く運転

●複数の避難経路の事前確認

- ⇒ 通行止め等を考慮し、迂回ルートや複数の避難経路を事前に確認

●乗り合わせによる車両台数抑制

- ⇒ 避難する自動車を減らすため、できるだけ乗り合わせによる避難

●徒歩避難への切り替え

- ⇒ 渋滞等でも、津波が背後に迫ってきている場合は、徒歩に切り替え、安全な場所に避難
- ⇒ 車両を置いて避難する場合は、道路外の緊急車両や他の避難者の妨げとならない場所に移動
- ⇒ エンジンを止め、キーはつけたまま、窓を閉め、ドアはロックしない

津波避難基本

とにかく逃げる

「素早い避難は、最も有効で重要な津波対策である」

- ⇒ 想定を超える可能性を考えて、とにかく逃げる
- ⇒ 揺れが収まったら、すぐ行動
- ⇒ 津波警報等発表時、揺れを感じなくても避難
- ⇒ 身を守るために最善をつくす
- ⇒ 逃げることを躊躇せず、率先避難者に

津波避難原則

より安全な場所に

「ただちに海岸や河川から離れ、安全な場所に避難する」

- ⇒ 海岸や河川から遠く離れた高い場所に避難
- ⇒ ここなら安心と思わず、より安全な場所を目指して避難
- ⇒ 津波警報・注意報が解除されるまで油断しない

●津波はとても速い

津波は、深いところではジェット機並みの時速800km、海岸近くでもオリンピックの短距離選手並みの時速36kmで押し寄せる。

●引き波からとは限らない

地震の起こり方や、震源からの位置関係によっては、潮が引かずに海岸に押し寄せる。

●津波は繰り返し襲ってくる

津波は、2波、3波と何度も繰り返し襲ってくる。必ずしも第1波が最大ではない。

津波避難地図

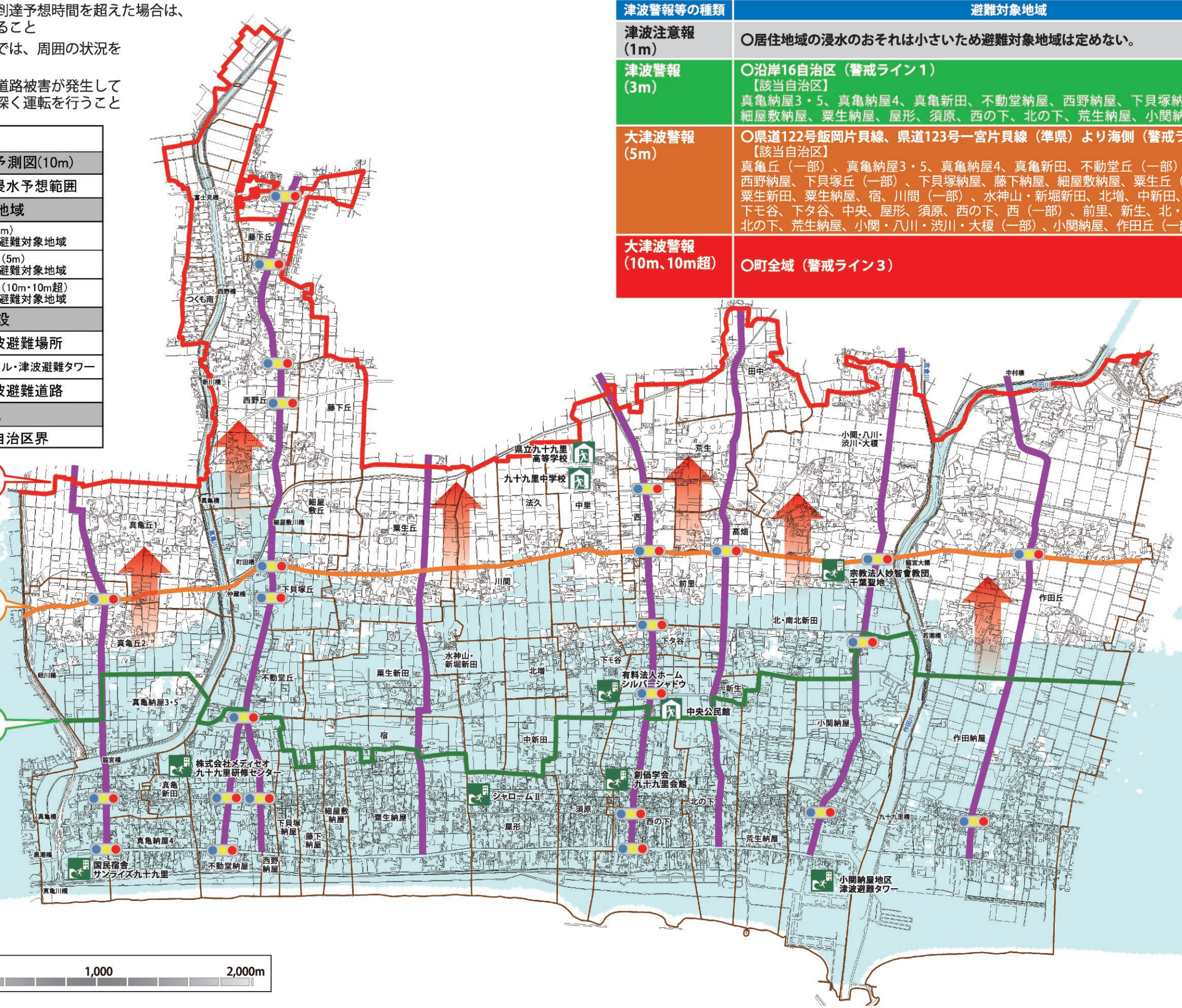
- 河川への遡上を考慮し、津波到達予想時間を越えた場合は、なるべく橋梁を避けて避難すること
- 信号機が滅灯している交差点では、周囲の状況を確認し、慎重に通行すること
- 道路上への障害物の散乱や、道路被害が発生している可能性があるため、注意深く運転を行うこと

凡例	
千葉県津波浸水予測図(10m)	
	津波浸水予想範囲
避難対象地域	
	津波警報(3m)に対応する避難対象地域
	大津波警報(5m)に対応する避難対象地域
	大津波警報(10m・10m超)に対応する避難対象地域
避難施設	
	津波避難場所
	津波避難ビル・津波避難タワー
	津波避難道路
その他	
	自治区界

警戒ライン3

警戒ライン2

警戒ライン1

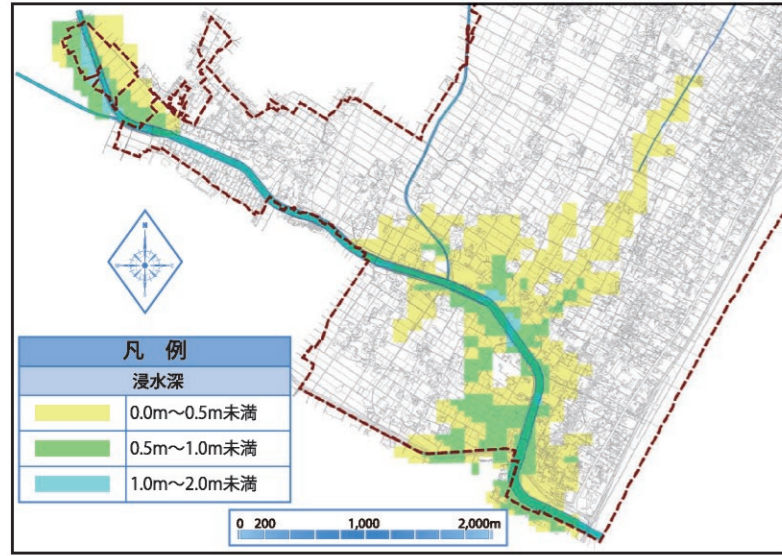


津波警報等の種類	避難対象地域	避難場所
津波注意報(1m)	○居住地域の浸水のおそれは小さいため避難対象地域は定めない。	中央公民館 (自主避難)
津波警報(3m)	○沿岸16自治区(警戒ライン1) 【該当自治区】 真亀納屋3・5、真亀納屋4、真亀新田、不動堂納屋、西野納屋、下貝塚納屋、藤下納屋、細屋敷納屋、粟生納屋、屋形、須原、西の下、北の下、荒生納屋、小関納屋、作田納屋	九十九里中学校 九十九里高等学校
大津波警報(5m)	○県道122号飯岡片貝線、県道123号一宮片貝線(準県)より海側(警戒ライン2) 【該当自治区】 真亀丘(一部)、真亀納屋3・5、真亀納屋4、真亀新田、不動堂丘(一部)、不動堂納屋、西野納屋、下貝塚丘(一部)、下貝塚納屋、藤下納屋、細屋敷納屋、粟生丘(一部)、粟生新田、粟生納屋、宿、川間(一部)、水神山・新堀新田、北増、中新田、中里(一部)、下モ谷、下タ谷、中央、屋形、須原、西の下、西(一部)、前里、新生、北・南北新田、北の下、荒生納屋、小関・八川・渋川・大榎(一部)、小関納屋、作田丘(一部)、作田納屋	九十九里中学校 九十九里高等学校 (町外) 東金アリーナ 豊成小学校 鳴浜小学校 他
大津波警報(10m、10m超)	○町全域(警戒ライン3)	(町外) 東金アリーナ 豊成小学校 鳴浜小学校 他

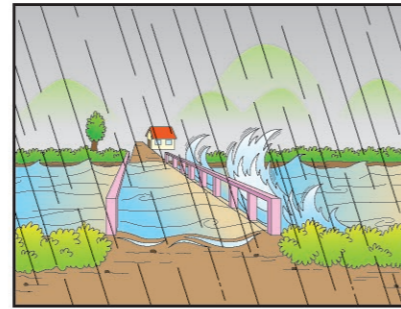
避難方向

避難対象地域を越えて、より安全な場所に避難

千葉県の浸水想定区域図では、町内を流れる作田川については、町内での浸水は予想されていませんが、真亀川では、一部で2.0m未満の浸水が予想されている他、多くの範囲で1.0m未満の浸水が予想されています。



【予測条件】
 対象規模：50年に1回程度発生する大雨
 対象降雨：（真亀川）24時間雨量288mm
 （作田川）24時間雨量287mm
 ※支川の氾濫、内水による氾濫、高潮等に関しては考慮していない。



情報収集が大切

台風や大雨などは、事前に天気予報などで情報を得ることができる災害です。

台風や大雨などが迫っているときは、テレビやラジオ、インターネットなどで、情報を確認し、家の周辺をチェックするなど、早めの対応を心がけましょう。

雨量や河川水位情報の入手先

- 川の防災情報（国土交通省）
<http://www.river.go.jp/>
- 千葉の雨量と河川水位情報（千葉県）
<http://suibo.bousai.pref.chiba.lg.jp/>

注意報・警報の種類

特別警報が発表されたら、ただちに命を守る行動を！

大雨	注意報	大雨による災害の発生するおそれ
	警報	大雨による重大な災害の発生するおそれ
	特別警報	数十年に一度の降雨量となる大雨になるおそれ
洪水	注意報	河川が増水し災害の発生するおそれ
	警報	河川が増水し重大な災害の発生するおそれ
	(強風) 注意報	強風による災害の発生するおそれ
暴風	警報	暴風による重大な災害の発生するおそれ
	特別警報	数十年に一度の暴風が吹くおそれ

記録的短時間大雨情報
数年に一度しか発生しない短時間の大雨

竜巻注意情報
激しい突風に注意

その他、複数の注意報、警報等が気象状況により、発表されます。

雨と風の強さ

雨	やや強い雨 ザーザーと降る	強い雨 どしゃ降り	激しい雨 バケツをひっくり返したように降る	非常に激しい雨 滝のように降る	猛烈な雨 息苦しくなるような圧迫感恐怖を感じる
	長く続くときは注意 1時間に 10~20mm	側溝や小さな川があふれる 1時間に 20~30mm	道路が川のようになる 1時間に 30~50mm	傘は全く役にたたなくなる 1時間に 50~80mm	厳重な警戒が必要 1時間に 80mm 以上
風	やや強い風	強い風	非常に強い風	猛烈な風	
	風に向かって歩きにくくなる 樹木・電線が揺れ始める 傘がさせない 平均風速 10~15m/s	風に向かって歩けなくなる 電線が鳴り始める 雨戸やシャッターが揺れる 平均風速 15~20m/s	何かにつかまらなると立ってられない 飛来物により負傷するおそれがある 屋根瓦・屋根葺材が飛散するものがある 平均風速 20~30m/s	屋外での行動は危険 樹木が倒れる 走行中のトラックが横転する 平均風速 30m/s 以上	

危険が迫る前に、早めの避難

災害が迫ったとき、置かれた状況は一人ひとり違います。自宅や自宅周辺の状況、そのときの降雨や浸水状況などに応じて、危険が迫る前に早めに避難しましょう。

●風水害の避難のポイント

動きやすい服装で はだし、長靴は危険です。長靴は脱げやすく危険なので、紐で締められる運動靴で避難しましょう。	足元に注意 水面下では、マンホールのふたがあいていたり、側溝に気づかないことがあります。長い棒などで、安全確認しながら避難しましょう。	避難は複数人で 一人で行動するのは危険です。ご近所に声をかけてみんなで行動しましょう。特に子供からは目を離さないようにしましょう。	深さに注意 歩ける深さは50cmくらいまで、水深が深い場合は、無理に移動せず、自宅の2階など高い場所に垂直避難しましょう。
--	---	---	---

家屋の被害を抑える

風水害による家屋の被害を抑えるために、日頃から家の周りの点検や整備を行いましょう。

- 屋根**
瓦のひび・ずれなどはないか。トタンのめくれはがれはないか。
- 雨どい・雨戸**
雨どいに落ち葉や土砂が詰まっていないか。継ぎ目はずれや塗装のはがれ、腐りはないか。雨戸にガタツキやゆるみはないか。
- 外壁**
モルタルの壁に亀裂はないか。板壁に腐りや浮きはないか。プロパンガスのボンベは固定されているか。
- 窓ガラス**
ひび割れ、窓枠のガタツキはないか。外側から板でふさぐ。
- ベランダ**
鉢植えや物干し竿など飛散の危険が高いものは室内へ。
- ブロック塀**
ひび割れや破損箇所はないか。
- 側溝**
目詰まりしていないか。雨水が速やかに排出される。

家庭でできる簡易水防

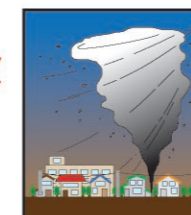
浸水が浅い場合には、土のう（なければ水のう）を設置することで、浸水防止に活用できます。

竜巻が迫ってきたら

- 屋内にいる場合
窓のそばは危険
 ⇒ 雨戸、シャッター、カーテンを閉める
 ⇒ 窓や、ドア、外壁から離れる
 ⇒ 中心部に近い窓の無い部屋に移動する
 ⇒ 頑丈なものの陰に入って身を守る
- 屋外にいる場合
車庫やプレハブへの避難は危険
 ⇒ 頑丈な建物の中に避難
 ⇒ 避難できない場合は、物陰やくぼみに身をふせる

雷が迫ってきたら

- 周囲より高い場所に落ちやすい**
グラウンドや砂浜などの開けた場所では人に落ちやすい
- 近くにある高い物をつたって落ちる傾向がある**
木や電柱など高い物のそばは危険
- 雷鳴が聞こえたらすぐ避難する
⇒ 建物の中や、自動車、バスなどの屋根のある乗り物に避難



地域防災計画・津波避難計画について

地域防災計画とは

地域防災計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、九十九里町の地域に係る災害から、住民の生命・身体・財産を保護し、被害を軽減することを目的として、住民の協力の基に、町や防災関係機関等が行う災害予防対策や災害応急対策、災害復旧対策を定めています。

津波避難計画とは

津波避難計画は、九十九里町に影響がある津波が発生した場合に、住民等が円滑に避難を行なうため、津波避難の方針を定めています。

防災への考え方

地震・津波等の災害を完全に防ぐことは不可能ですが、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災しても人命が失われないこと、さらには、社会・経済への影響ができるだけ少なくなるよう、ハード対策とソフト対策を組み合わせ、災害に備えることとしています。

災害事前対策

災害による被害を最小限にとどめるためには、平常時から災害に備えた事前対策が必要です。災害事前対策には、地域防災力の向上や防災施設等の整備について定められています。

地域防災力の向上

防災に関する知識の普及・啓発、防災訓練の実施や自主防災体制の強化など、自助・共助の取組を進めるとともに、町、住民、自治区、自主防災組織が一体となった地域防災力の向上を図ります。

防災体制の整備

災害に備えて、防災行政無線、避難場所の確保、物資の備蓄や確保体制の整備等によって、災害発生時にも迅速に応急対策ができるように備えます。

地震に強いまちづくりの推進

地震の揺れや液状化による建物やブロック塀等の倒壊により、死傷者の発生や瓦礫が交通の支障となるなど、様々な影響が発生します。被害を最小限にとどめるため、地震に強いまちづくりを推進します。

津波に強いまちづくりの推進

津波による被害を軽減するため、県等と連携してソフト対策とハード対策を組み合わせ、津波に強いまちづくりを推進します。

風水害に強いまちづくりの推進

風水害による被害を軽減するため、県等と連携した治水対策など風水害に強いまちづくりを推進します。

計画の構成

地域防災計画が対象とする災害は、地震、津波、風水害のほか、大規模事故も対象としています。地域防災計画のうち、特に津波避難対策について定めたものが、津波避難計画となります。



計画の基本方針

- 1 減災の視点にたった防災対策
- 2 自助・共助・公助の連携
- 3 地域防災力の向上
- 4 要配慮者への支援
- 5 防災における男女共同参画
- 6 広域応援体制の構築

- 防災訓練の充実
- 自主防災体制の強化
- 要配慮者及び避難行動要支援者の安全確保
- 家庭内備蓄

- 情報伝達体制の整備
- 公的備蓄
- 民間事業者との協定の締結
- 災害時の医療体制の整備

- 建築物の耐震化
- 落下物・倒壊物の防止

- 津波防護施設の整備
- 津波避難ビルの指定
- 津波避難タワー等の設置
- 津波避難表示板の設置
- 津波浸水予想地域の周知

- 河川・水路の整備
- 浸水想定区域の周知
- 竜巻災害の知識の普及・啓発

災害応急対策

町では、災害が発生または発生するおそれがある場合には、災害対策本部を設置し、情報収集・伝達、救急・救助、避難所の設置などを関係機関と連携しながら実施し、被害の最小化に努めます。

災害情報の収集・伝達

災害発生時には、地震や津波、気象に関する情報、災害による被害状況などを収集し、必要に応じて防災行政無線や緊急速報メール、くじゅうくり安全・安心メールなど複数の手段を用いて、避難に必要な情報や災害情報を提供します。

消火・救助・医療救護活動

消防本部、消防団及び警察等の関係機関と連携し、住民の生命、身体、安全確保を基本とし、出火防止と火災の早期鎮圧、救出、救助等の活動を行います。

また、山武郡市医師会や県などと連携して、医療救護所を設置し、被災者の健康管理や医療情報の提供を行います。

避難対策

●避難活動

災害が発生または発生するおそれがある場合に、必要に応じて避難勧告・避難指示等の発令を行います。また、関係機関と連携し、交通規制や避難誘導などを行います。

●避難所の開設

住民は被害状況などにより、自己の判断で安全な場所に避難をしてください。

町は災害の状況により、必要に応じて避難所を開設し、山武郡内の避難施設に避難が必要な場合には、災害時における千葉県山武郡市の相互応援に関する協定に基づき、郡内の市町に応援を要請します。

また、避難生活が長期化する場合等、必要に応じて避難所で生活することが困難な要配慮者を収容する福祉避難所を開設します。

生活支援

●応急給水・食料・生活必需品の給与

断水した場合や食料の供給が停止した場合、給水体制が整うまでは家庭内備蓄の飲料水や食料などを活用することを基本とするほか、関係機関と連携し、避難所等の給水拠点での給水車による応急給水活動や炊き出しを実施します。

また、関係団体や協定事業者から飲料水や食料等の確保、全国から寄せられる救援物資などの受入れ、管理、配分を行います。

●住宅の応急対策

被災した住家の被害調査を行い、各種支援の基となる罹災証明書の発行、災害救助法に基づいた住宅の応急修理や仮設住宅の建設などを行います。

●ボランティアの協力

住民や事業所などは、「自助」「共助」の考え方を基に、お互いに協力して防災活動を行います。

災害ボランティア活動は、災害ボランティアセンターが中心となり実施し、町はそれを支援します。

災害復旧・復興対策

災害発生後に迅速かつ的確な復旧・復興対策を行なうための体制を整備し、被災者が新たな生活を再建するための支援を行います。

被災者の生活確保

被災者が新たな生活を再建するため、生活再建支援などの被災者支援を行います。

災害復興対策

災害による被害状況の早期把握に努め、被災者の生活再建及び経済活動の早期回復を図るため、必要に応じて復興対策本部の設置や災害復興計画の策定を行います。